

小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金に関する代表的な質問

(1/2)

Q：隣地との間の塀が危険な状態だが対象となるのか

A：通行人の安全を確保するためという趣旨の補助金ですので対象となりません。

Q：壊した方がいいか、残しても安全かを見てくれるのか

A：市ではそのような診断は行っていません。自己点検のためのチェック表がありますのでご利用ください。ご自身での点検が難しい場合は、ブロック塀診断士の資格者やそのような業界の組合や協会もございます。調査費については先方にご確認ください。必要でしたら連絡先をお知らせしますので申し付けください。

Q：自分のところは対象になるのかはどうやってわかるのか

A：職員が後日、現場を調査し判断します。申し訳ございませんが、状況により対象外となる場合もありますのでご了承ください。例えば、塀の状態を見るだけでなく、十分に敷地の奥にある場合などは対象外となりますのでご了承ください。

Q：高さが低くても対象となるのか

A：コンクリートブロック3段以上を対象としますが、道路との位置関係など総合的に判断します。事前相談の際には状況のわかる資料をなるべく揃えご相談ください。職員が後日調査します。申し訳ございませんが、万一、対象外である場合もありうる事もご了承ください。

Q：判定はどのぐらいの期間でできるのか

A：反響が大きく、お時間がかかる場合があります。一週間ほどを予定していますがさらに伸びる場合にはご連絡いたします。

Q：調査のときは立ち会わなければならないか

A：不在でかまいません。事前の連絡はいたしません現場を調査します。確認のため敷地に立ち入ることや写真撮影をご了承ください。

Q：住宅以外の塀も対象となるか

A：通路に面し、通行人の安全を脅かす恐れがあれば対象となります。

申請者や所有者が法人の場合はそれぞれの欄には「法人名、法人の代表者役職及び法人の代表者印」となります。

Q：一部フェンスがある場合も対象となるか

A：状況のわかるもの（写真など）をご持参頂きご相談ください。

Q：判定結果は教えてくれるのか

A：危険の度合いを判定するのではなく補助対象かどうかを判定するものですので補助金の対象となるかどうかだけをお伝えします。

小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金に関する代表的な質問

(2/2)

Q：同一敷地に複数の塀が別々にあるがそれぞれで申請できるのか

A：同一敷地での本補助金の適用は1度限りですので、一つの工事として申請して下さい。時期や名義、所在地番が異なる場合でも適用は1度限りです。

Q：塀の一部を残したいが除却する部分だけの申請はできるか

A：道路に面する部分を全て除却する場合が対象です。ただし、残したい部分が判定基準の全てを満足する事を明らかにする書類を添付していただければ、道路に面する一部の塀の除却も補助の対象とできます。

Q：道路に面しない部分の除去を行う場合の対象はどうなるか

A：補助金対象は道路に面している部分のみとなります。道路に面している部分に関する工事分の金額が明確に記載されている見積書や契約書をご用意ください。

Q：コンクリートブロック塀と石塀が混在する場合はどうなるのか

A：それぞれの部分で補助金を計算しますが、上限額についてはお問い合わせください。なお、フェンス部分などのどちらでもない部分については補助金の計算には入りません。

Q：所有者が自分ではないがどのように申請したらよいか

A：所有者の同意があれば申請可能です。所有者が固定資産税の課税明細をお持ちのはずです。同意書にはその課税明細の写しも添付書類として必要となります。申請書類の書き方など詳しくは課税明細をご持参頂きご相談ください。

Q：課税明細がない場合はどうしたらよいか

A：税務課発行の課税台帳（名寄帳）（手数料を要します）の写しでも受け付けております。

Q：再使用の用途は塀でなければいけないのか

A：塀以外の用途も対象です。並べて花壇に使ったり、石材として加工し敷石やオブジェへの使用など、皆さんの工夫で再使用ください。

Q：石塀に使われていた石材を別の者が再使用する場合も上限は増額になるのか

A：別の者が再使用する場合も対象となります。

Q：申請者と異なる名義の口座への補助金の振込は可能か

A：できません。請求書へは申請者名義の口座を記入ください